

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報について、存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成24年 4月 3日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）が保有する異議申立人の配偶者である〇〇〇〇（以下「本件配偶者」という。）からの申立書及び配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明書（平成22年〇月頃のもの。以下これらを「本件請求情報」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 平成24年 4月16日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在する場合には、支援センターが保有する本件配偶者からの申立書及び配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明書であることを示した上で、次の理由により、条例第22条に該当するとして、存否応答拒否による非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

開示請求のあった保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、下記の非開示情報を明らかにすることになるため。

非開示情報である根拠

(1) 条例第20条第 1項第 3号に該当

本件配偶者が、本市に配偶者からの暴力の被害について相談を行ったか否かに関する情報は、開示請求者以外の者の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第20条第 1項第 7号に該当

配偶者からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）からの相談に関する情報は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年 4月13日法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。) 第23条により、秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされており、開示することにより、被害者が相談先に不信感を抱き、安心して相談できなくなる等、今後の被害者支援の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- 3 同年 6月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 日本年金機構が決定した平成24年〇月〇日付け年機構発第〇号の決定書 謄本の中に、平成22年〇月〇日付けの婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書及び申立書があると明記してある。
- (2) 開示しない理由に、異議申立人に開示することにより本件配偶者が不信感を抱くとあるが、証明書があるということは、日本年金機構から異議申立人に既に開示されている。
- (3) 証明書の内容は異議申立人の情報である。自分の知らないところで、自分の身に覚えがないことを一方的に申し立てられれば、申立書及び証明書の内容を確認したいと思うことは当然である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件配偶者は、異議申立人の被扶養者から子を削除してほしい旨の申立書及び配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書を、婦人相談所等を通して日本年金機構〇〇年金事務所長（以下「年金事務所長」という。）に提出した。これに対して、年金事務所長は、平成22年〇月〇日付けで、子を異議申立人の被扶養者から削除する処分を行った。異議申立人は、当該処分の取消しを求める異議申立てを行った。

異議申立人は、当該異議申立てに対する決定書の「申立書に添付されている平成22年〇月〇日付けの婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書」の記載から、本件配偶者が婦人相談所等に相談したことを知り、本市に対し、本件開示請求を行った。

2 本件開示請求に対し、本件請求情報が存在するか否かを答えるだけで、本件配偶者が配偶者からの暴力に係る被害について本市に相談を行ったか否かという事実（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。

3 本件存否情報は、異議申立人以外の者の情報である。また、本件存否情報を明らかにすることにより、本件配偶者が相談を行った場所が特定される可能性がある。このことは、本件配偶者を追跡していると思われる異議申立人に、本件配偶者の居場所を特定する情報を与えることになり、本件配偶者の生命、身体、健康、生活等の正当な権利利益を害するおそれがある。

したがって、本件存否情報は、条例第20条第 1項第 3号に該当する非開示情報である。

4 被害者からの相談に関する情報は、配偶者暴力防止法第23条により、職務関係者に対して、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮すべきことが規定されている。被害者が安心して安全に相談できることは、被害者保護に不可欠なものである。

本件存否情報を明らかにすることは、配偶者からの暴力に係る加害者の追及を招き、被害者の安心と安全が脅かされることに繋がる。このことは、本件配偶者だけではなく、被害者の相談先である本市に対する信頼を損なう結果となり、今後相談しようとする者がこれに躊躇するなど、支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報は、条例第20条第 1項第 7号に該当する非開示情報である。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非開示決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び

市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 支援センターについて

支援センターは、配偶者暴力防止法第3条第3項各号の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者からの相談等、被害者に対する医学的又は心理学的な援助等、被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等、被害者の自立の支援、保護命令制度の利用等の相談支援業務を行っている。また、本市においては、支援センターの他、社会福祉事務所及び名古屋市男女平等参画推進センターにおいて、配偶者からの暴力を含めた女性の相談業務を行っている。

なお、配偶者暴力防止法第23条において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護等に職務上関係のある者は、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮すべきことが規定されている。

4 本件請求情報について

異議申立人が開示を求めている保有個人情報は、本件請求情報が存在する場合には、本件配偶者が、日本年金機構に対して健康保険の被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れる旨の申立てを行った際に、日本年金機構に

提出した申立書及び支援センターが発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が該当する。

したがって、本件請求情報の存否を明らかにすることは、本件配偶者が異議申立人からの暴力について支援センターに相談し又は保護されたか否かという事実を明らかにするものであると認められる。

5 条例第22条該当性について

(1) 開示請求に対しては、当該開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにした上で、開示決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第20条に規定する非開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めている。

当審議会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非開示決定が多用されると、原則開示の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) まず、当審議会は、本件請求情報が存在するか否かを答えるだけで、条例第20条第1項第3号の非開示情報を開示することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、他者の個人に関する情報であって、開示することにより当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該他者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件存否情報は、本件配偶者が配偶者からの暴力に係る被害について支援センターに相談し又は保護されたか否かという本件配偶者の個人に関する情報であり、他者の個人情報に該当する。

ウ 次に、本件存否情報を開示することにより、本件配偶者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて判断する。

(ア) 仮に、実施機関において本件請求情報の存在を認めた上で開示の適否を判断した場合、本件請求情報の存在そのものから、少なくとも本件配偶者が配偶者からの暴力に係る被害について本市に相談し又は保護されている事実が明らかとなる。

(イ) 当該事実が異議申立人に明らかにされると、本市における配偶者か

らの暴力に係る被害の相談又は支援を行う機関は多数にのぼるものではないことから、異議申立人が相談機関を個別に回る等の方法により、本件配偶者の所在を探索し、所在を把握した上で連れ戻す等の行動を起こす可能性があり、本件配偶者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

エ したがって、本件請求情報が存在するか否かを答えるだけで、条例第20条第1項第3号の非開示情報を開示することになると認められる。

(3) 次に、当審議会は、本件請求情報が存在するか否かを答えるだけで、条例第20条第1項第7号の非開示情報を開示することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件存否情報は、実施機関が行う配偶者からの暴力に係る被害の相談及び支援に関するものであることから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当することは明らかである。

ウ 次に、実施機関は、本件存否情報を開示することにより、本市の機関の今後の被害者に係る相談支援事業の遂行に支障が生ずるおそれがあると主張するので、この点について判断する。

(ア) 本件存否情報は、特定の個人が配偶者からの暴力に係る被害について本市に相談し又は保護されたか否かという事実に関する情報である。

このような情報を開示することは、配偶者暴力防止法第23条の規定により、秘密の保持に十分配慮すべき義務のある支援センターに対する被害者の信頼を損なう結果となり、今後相談しようとする者が相談を躊躇することが考えられ、支援センターが行っている相談支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) また、本件存否情報を開示することにより、上記(2)ウで述べたとおり、異議申立人が相談機関を個別に回る等の方法により、本件配偶者の所在を探索し、所在を把握した上で連れ戻す等の行動を起こす可能性があることから、本件配偶者の安全確保を最優先すべき支援セン

ターの相談支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、本件請求情報が存在するか否かを答えるだけで、条例第20条第1項第7号の非開示情報を開示することになると認められる。

6 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 6月22日	諮問書の受理
6月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月23日	実施機関の弁明意見書を受理
7月26日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月27日	異議申立人の反論意見書を受理
11月 7日 (第 172回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成25年 5月17日 (第 178回審議会)	調査審議
6月21日 (第 179回審議会)	調査審議
6月28日	答申